

横須賀市報

号外第4号

発行日 毎月 10日 25日	発行所 横須賀市役所 編集兼 発行人 印刷所	横須賀市小川町11番地 横須賀市長 上地克明 角宮村印刷所
-------------------------	------------------------------------	--

目 次

規 則

◇許認可等の標準処理期間に関する規則中一部改正.....	1
◇横須賀市男女共同参画及び多様性を尊重する社会実現のための条例施行規則中一部改正.....	2
◇事務分掌規則中一部改正.....	〃
◇横須賀市災害弔慰金等支給審査委員会規則.....	3
◇横須賀市情報セキュリティ規則中一部改正.....	4
◇公文書管理規則中一部改正.....	〃
◇住民基本台帳の閲覧に関する規則中一部改正.....	〃
◇職員の希望降任に関する規則中一部改正.....	〃
◇一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則等中一部改正.....	〃
◇横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則中一部改正.....	5
◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則中一部改正.....	〃
◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則中一部改正.....	〃
◇横須賀市職員の退職管理に関する規則中一部改正.....	〃
◇職員給与条例施行規則等中一部改正.....	6
◇初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則等中一部改正.....	〃
◇初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則中一部改正.....	16
◇職員の管理職手当に関する規則中一部改正.....	〃
◇職員住居手当支給規則中一部改正.....	〃
◇職員被服貸与規則中一部改正.....	〃
◇予算決算及び会計規則中一部改正.....	〃
◇契約規則中一部改正.....	17
◇横須賀市病院事業財務規則中一部改正.....	〃
◇コミュニティセンター条例施行規則中一部改正.....	〃
◇青少年の家条例施行規則中一部改正.....	19
◇老人デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則.....	〃
◇老人福祉センター条例施行規則を廃止する規則.....	20
◇老人憩いの家の条例施行規則中一部改正.....	〃
◇児童福祉法施行取扱規則中一部改正.....	〃
◇保育園条例施行規則中一部改正.....	〃
◇こども園条例施行規則中一部改正.....	〃
◇教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則中一部改正.....	〃
◇横須賀市放課後児童クラブ設置条例施行規則中一部改正.....	21
◇食品衛生法等施行取扱規則中一部改正.....	〃
◇食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等施行取扱規則等中一部改正.....	〃
◇旅館業法等施行取扱規則等中一部改正.....	22
◇歯科技工士法施行取扱規則中一部改正.....	〃
◇廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則中一部改正.....	〃
◇横須賀港港湾施設使用条例施行規則中一部改正.....	〃
◇適正な土地利用の調整に関する条例施行規則等中一部改正.....	23
◇市営住宅条例施行規則中一部改正.....	〃
◇建築基準法等施行取扱規則等中一部改正.....	〃
◇火災予防条例施行規則中一部改正.....	24

- ◇消防団条例施行規則中一部改正..... //
- ◇横須賀市給食条例施行規則中一部改正..... 25

規 則

横須賀市規則第9号

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地克明

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則

許認可等の標準処理期間に関する規則（平成13年横須賀市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第5第2項を削り、同表第1項中第42号を第43号とし、第31号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、同項第30号中「30日」を「14日」に改め、同号を同項第31号とし、同項第29号中「30日」を「14日」に改め、同号を同項第30号とし、同項中第20号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同項第19号中「30日」を「14日」に改め、同号を同項第20号とし、同項第18号を同項第19号とし、同項第17号中「45日」を「14日」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 同法第54条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 14日

別表第5第1項を同表第2項とし、同表に第1項として次の1項を加える。

1 福祉総務課

(1) 総合福祉社会館条例（平成5年横須賀市条例第15号）第6条第1項の規定に基づく総合福祉社会館の使用許可 即日

(2) 同条例第7条第3項の規定に基づく総合福祉社会館使用料の減免の承認 即日

(3) 同条例第8条の規定に基づく総合福祉社会館使用料の還付の承認 即日

(4) 同条例第10条の規定に基づく総合福祉社会館の特別設備その他の附帯行為の承認 即日

(5) 同条例第11条の規定に基づく総合福祉社会館使用事項の変更許可 即日

(6) 同条例第11条の規定に基づく総合福祉社会館の使用の取消しの許可 即日

別表第5第4項を次のように改める。

4 生活支援課

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第41条第3項の規定に基づく保護施設の設置認可 90日

(2) 同法第41条第5項の規定に基づく保護施設の認可事項の変更の認可 90日

(3) 同法第42条の規定に基づく保護施設の休止認可又は廃止認可 90日

(4) 同法第49条の規定に基づく医療機関の指定 30日

(5) 同法第54条の2第1項の規定に基づく介護機関の指定30日

(6) 同法第55条第1項の規定に基づく助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の指定 30日

(7) 同法第55条の4第1項の規定に基づく就労自立支援金の支給決定 14日

(8) 同法第55条の5第1項の規定に基づく進学・就職準備

給付金の支給決定 14日

別表第5中第5項を削り、第6項を第5項とし、同表第7項中第17号を第20号とし、第10号から第16号までを3号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の3号を加え、同項を同表第6項とする。

(10) 保育園条例（昭和26年横須賀市条例第69号）第13条第1項の規定に基づく一時保育の利用の決定 即日

(11) 同条例第13条第2項の規定に基づく延長保育の決定 15日

(12) 同条例第15条の規定に基づく一時保育の保育料減免の承認 15日

別表第7第4項中第58号を第59号とし、第42号から第57号までを1号ずつ繰り下げ、第41号の次に次の1号を加える。

(13) 同法第35条第4項の規定に基づく医薬品営業所管理者兼務許可 9日

別表第9第3項各号列記以外の部分中「環境施設課」を「広域処理センター」に改める。

別表第11第4項第1号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に改め、同項第2号中「第12条第1項」を「第16条第1項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改める。

別表第12第1項各号列記以外の部分中「土木計画課」を「建設総務課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第10号

横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例施行規則（平成14年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「デュオよこすか」を「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設（以下「推進施設」という。）」に改める。

第9条中「デュオよこすか」を「推進施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第11号

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

事務分掌規則の一部を改正する規則

事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「福祉施設課 障害福祉課 生活支援課 生活福祉課」を「障害福祉課 生活支援課」に改め、同条第14号中「土木計画課」を「建設総務課」に改める。

第6条秘書課の部中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 横須賀市合同新年賀詞交歓会に関すること。

第6条人権・ダイバーシティ推進課の部第5号中「デュオよこすか」を「男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設」に改める。

第8条総務課の部第19号中「市税に関すること」を「他部の主管に属するもの」に改める。

第9条財務管理課の部第7号中「ふるさと納税」を「企業版ふるさと納税」に改める。

第12条福祉総務課の部中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、同部第12号中「社会福祉事業団、」を削り、同号を同部第13号とし、同号の次に次の2号を加える。

(14) 総合福祉会館の管理に関すること。

(15) 憩いの家の管理に関すること。

第12条福祉総務課の部中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(16) 社会福祉施設（他課の主管に属するものを除く。）の運営の助成に関すること。

第12条福祉施設課の部を削り、同条障害福祉課の部中第17号を第20号とし、第16号を第19号とし、第15号の次に次の3号を加える。

(17) 社会福祉施設（障害者に係る施設に限る。）の整備の調整に関すること。

(18) 障害者福祉施設及び関係機関との連絡に関すること。

第12条障害福祉課の部に次の1号を加える。

(20) 福祉援護センターかがみ田苑に関すること。

第12条生活支援課の部第2号中「（保護の申請の受付の事務その他軽易なものに限る。）」を削り、同条生活福祉課の部を削り、同条介護保険課の部に次の2号を加える。

(21) 社会福祉施設（高齢者に係る施設に限る。）の運営の助成及び関係機関との連絡に関すること。

(22) 介護保険事業計画に基づく介護保険施設等の整備の調整に関すること。

第12条子育て支援課の部中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同部第5号中「保育料及び給食費」を「教育・保育施設等の利用者負担額」に改め、同号を同部第4号とし、同部中第6号から第8号までを削り、第9号を第5号とし、第10号から第13号までを4号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 病児・病後児保育事業に関すること。

第12条子育て支援課の部中第16号から第18号までを削り、第19号を第12号とし、第20号を削り、第21号を第13号とし、第22号から第30号までを8号ずつ繰り上げ、同部に次の8号を加える。

(24) 市立保育園及びこども園の再編及び整備に関すること。

(25) 教育・保育に係る人材の確保支援に関すること。

(26) 家庭的保育事業に関すること。

(27) 一時預かり事業に関すること。

(28) すぐくかんの管理に関すること。

(29) 子育て支援センターの管理に関すること。

(30) ファミリー・サポート・センターの管理に関すること。

第13条地域コミュニティ支援課の部中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(31) 行政センター改革の推進に関すること。

第13条窓口サービス課の部中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(32) おくやみの窓口に関すること。

第14条市立病院課の部第3号を削り、同条健康管理支援課の部第1号中「他課」を「他部及び部内の他課」に改め、同条地域健康課の部中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(33) 妊婦のための支援給付に関する（他部の主管に属するものを除く。）。

第15条こども家庭支援課の部中第17号を第19号とし、第13号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の2号を加える。

(34) 社会的養護自立支援拠点事業に関すること。

(35) 意見表明等支援事業に関すること。

第15条こども給付課の部第4号中「出産・子育て応援事業に係る経済的支援」を「妊婦のための支援給付（支給に係る事務に限る。）」に改める。

第16条久里浜収集事務所の部中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条経済企画課の部第8号中「産業振興財団」を「産業振興基金の管理」に改め、同条企業誘致・工業振興課の部中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 横須賀リサーチパークの研究開発の推進に関すること。

第17条創業・新産業支援課の部第2号中「の企画」を削り、同部第3号を削る。

第18条建築計画課の部第1号中「新市立病院並びに」を削り、同部第2号中「及び指導」を「、助言及び調整」に改め、同部第3号中「新市立病院並びに」を削り、同条建築指導課の部中第12号を第13号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 建築物の安全性の向上に資する事業に係る指導及び助成に関すること。

第19条土木計画課の部各号列記以外の部分中「土木計画課」を「建設総務課」に改め、同部中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第19条の2港湾整備課の部第6号中「長寿命化計画書の作成」を「長寿命化計画」に改める。

第29条第3項中「民生局福祉こども部子育て支援課長」の次に「（子育て支援センターに関する事務を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長）」を加える。

第31条第3項中「民生局福祉こども部子育て支援課長」の次に「（ファミリー・サポート・センターに関する事務を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長）」を加える。

第37条第1項表以外の部分中「建設部土木計画課」を「建設部建設総務課」に改め、同条第3項中「建設部土木計画課長」を「建設部建設総務課長」に改める。

第43条の前の見出しを「（男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設）」に改める。

第44条各号列記以外の部分及び第2号中「デュオよこすか」を「男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設」に改める。

第47条中「民生局福祉こども部福祉施設課」を「民生局福祉こども部福祉総務課」に、「民生局福祉こども部福祉施設課長」を「民生局福祉こども部福祉総務課長」に改める。

第48条各号列記以外の部分中「民生局福祉こども部福祉施設課」を「民生局福祉こども部福祉総務課」に改める。

第55条第1項中「民生局福祉こども部子育て支援課長」の次に「（保育園に関する事務を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長）」を加え、同条第2項中「民生局福祉こども部子育て支援課長」の次に「（こども園に関する事務を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長）」を加える。

第60条各号列記以外の部分中「池上コミュニティセンター」の次に「及び北下浦コミュニティセンター分館」を加える。

第73条第1項中第20号を第21号とし、第7号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 横須賀市災害弔慰金等支給審査委員会 民生局福祉こども部福祉総務課

第73条第2項第4号中「うわまち病院跡地看護系大学設置検討委員会」を「秋谷老人福祉センター跡地利活用事業者選考委員会」に改め、同項中第22号及び第23号を削り、第24号を第22号とし、第25号から第28号までを2号ずつ繰り上げ、同項第29号中「（仮称）西こども園設計・施工事業者選考委員会」を「（仮称）北こども園設計事業者選考委員会」に改め、同号を同項第27号とし、同項第30号を同項第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

(29) 憇いの家指定管理者選考委員会 民生局地域支援部地域コミュニティ支援課

第73条第2項中第31号を第30号とし、第32号を削り、第33号を第31号とし、第34号を削り、第35号を第32号とし、第36号から第39号までを3号ずつ繰り上げ、第40号を削り、第41号を第

37号とし、第42号から第44号までを4号ずつ繰り上げ、第45号及び第46号を削り、第47号を第41号とし、同項第48号中「公園水泳プール指定管理者選考委員会」を「ヴェルニー公園等指定管理者選考委員会」に改め、同号を同項第42号とし、同項第49号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 公印規則（昭和28年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1神奈川県横須賀市長之印拾九の項中「土木計画課長」を「建設総務課長」に改め、同表横須賀市福祉事務所長之印の項中「生活福祉課長」を「生活支援課長」に改める。

別表第3横須賀市福祉事務所長之印の項中「生活福祉課長」を「生活支援課長」に改める。

- 3 工事等検査規則（平成19年横須賀市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「建設部土木計画課」を「建設部建設総務課」に改める。

第5条第1項本文中「建設部土木計画課長」を「建設部技術・検査担当課長」に、「土木計画課長」を「技術・検査担当課長」に改める。

第6条、第9条から第13条まで及び第14条（見出しを含む。）中「土木計画課長」を「技術・検査担当課長」に改める。

- 4 福祉事務所事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条列記事項中「生活支援課 生活福祉課」を「生活支援課」に改める。

第6条生活支援課の部第1号中「経理事務」を「決定及び保護金品の給付」に改め、同部第6号及び第7号中「経理事務」を「支給」に改め、同条生活福祉課の部を削る。

横須賀市規則第12号

横須賀市災害弔慰金等支給審査委員会規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市災害弔慰金等支給審査委員会規則

（総則）

第1条 横須賀市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）の運営については、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年横須賀市条例第34号。以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、この規則に定めるところによる。

（委員）

第2条 委員は、医療関係者、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 条例第19条第3項の規定による臨時委員の任期は、同項に係る事案の審議期間とする。

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長とする。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求める意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（その他の事項）

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必

要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第13号

横須賀市情報セキュリティ規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市情報セキュリティ規則の一部を改正する

規則

情報セキュリティ規則（平成29年横須賀市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「電磁的記録装置」を「電磁的記録媒体」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「を実施するための対策を行う」を「対策を実施する」に改め、同条第2号中「外部委託管理」を「委託管理」に改める。

第5条中「会計年度任用職員」の次に「並びに派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）」を加える。

第15条第2号中「サーバ等、情報システム室等、通信回線等」を「サーバ、情報システム室、通信回線」に改め、同条第5号中「外部委託」を「業務委託」に改める。

第17条中「場合には」の次に「、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失を分析し、リスクを検討した上で」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第14号

公文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

公文書管理規則の一部を改正する規則

公文書管理規則（平成21年横須賀市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のただし書きを加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他の不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるもの

イ 図書館、博物館、美術館その他これに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第2条第3号中「電子情報処理組織で」を「情報システム（横須賀市情報セキュリティ規則（平成29年横須賀市規則第11号）第2条第3号に規定するものをいう。）」であって、」に改める。

第5条に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により文書管理システム内に保存することができない公文書に係る電磁的記録は、文書管理システムから出力したものと保存しなければならない。

第9条第3項後段中「印刷物として」を「印刷物その他長期間保存が可能な媒体に」に改め、「とし、文書管理システム内に保存していた電磁的記録は抹消するもの」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第15号

住民基本台帳の閲覧に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

住民基本台帳の閲覧に関する規則の一部を改正す

る規則

住民基本台帳の閲覧に関する規則（平成18年横須賀市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「4月、7月、10月及び1月のそれぞれ1日現在で」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第16号

職員の希望降任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

職員の希望降任に関する規則の一部を改正する規

則

職員の希望降任に関する規則（平成16年横須賀市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ア中「民生局長」の次に「、副教育長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第17号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規

則等の一部を改正する規則

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成15年横須賀市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に改める。

（職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部改正）

第2条 職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則（昭和31年横須賀市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に改める。

（会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則の一部改正）

第3条 会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則（令和6年横須賀市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に改める。

（横須賀市職員に対する児童手当の認定及び支給事務の取扱いに関する規則の一部改正）

第4条 横須賀市職員に対する児童手当の認定及び支給事務の取扱いに関する規則（平成19年横須賀市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の職員及び市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例（昭和30年横須賀市条例第16号）の適用を受ける者の項中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに

市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に改める。

(職員退職手当条例施行規則の一部改正)

第5条 職員退職手当条例施行規則（昭和30年横須賀市規則第20号）の一部を次のように改める。

別表第3号区分の項及び第5号区分の項中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に改める。

(職員退職年金条例施行規則の一部改正)

第6条 職員退職年金条例施行規則（昭和36年横須賀市規則第46号）の一部を次のように改める。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 市立高等学校の教育職員 市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例（昭和30年横須賀市条例第16号）第3条に規定する給料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第18号

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年横須賀市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第16号中「小学校就学の始期に達するまでの子（）」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（）」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をする」に、「小学校就学の始期に達するまでの子が」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が」に改め、同条第2項中「第14号まで」の次に「及び第19号」を加え、「同項第15号から第21号まで」を「同項第15号から第18号まで、第20号及び第21号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第19号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年横須賀市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条を第3条とし、第1条各号列記以外の部分中「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年横須賀市条例第6号。次条において「条例」という。）」を「条例」に改め、同条を第2条とし、第1条として次の1条を加える。

(職員を派遣することができる団体)

第1条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1項第1号及び第2号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる団体とする。

(1) 条例第2条第1項第1号に該当する団体

ア 公益財團法人横須賀市生涯学習財團

イ 公益財團法人横須賀芸術文化財團

ウ 公益財團法人横須賀市健康福祉財團

(2) 条例第2条第1項第2号に該当する団体

ア 公益財團法人全国市町村研修財團

イ 社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会

ウ 地方税共同機構

第1号様式及び第2号様式中「（第2条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第20号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年横須賀市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第20号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「中学校」を「子（中学校）」に改め、「含む。」の次に「に限る。以下この号において同じ。」）」を加え、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴う子の世話又は子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をする」に改める。

別表第1美術館（学芸業務を担当する職員）の項中「午前11時」を「午前10時30分」に、「正午」を「午前11時30分」に改め、同表保育園・認定こども園（保育士）の項、保育園・認定こども園（給食調理員）の項及び保育園・認定こども園（用務員）の項中「民生局福祉こども部子育て支援課長」を「民生局福祉こども部公立保育園再編整備担当課長」に改め、同表久里浜収集事務所の項の次に次のように加える。

広域処理センター	午前8時から午後4時 45分までとし、1週間に につき職員ごとに環境 部広域処理センター所 長が指定する2日を週 休日とする。	1日1時間の範 囲内で環境部広 域処理センター 所長が定める。
----------	--	--

別表第1リサイクルプラザの項中「環境部環境施設課長」を「環境部広域処理センター所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第21号

横須賀市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市職員の退職管理に関する規則の一部を改

正する規則

横須賀市職員の退職管理に関する規則（平成28年横須賀市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 副教育長

第18条第2号中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第22号

職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則

(職員給与条例施行規則の一部改正)

第1条 職員給与条例施行規則（昭和26年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び夜間勤務」を「、夜間勤務及び宿直勤務」に改める。

第10条第2項第1号中「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」を「市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例」に改める。

(職員特殊勤務手当支給条例施行規則の一部改正)

第2条 職員特殊勤務手当支給条例施行規則（昭和28年横須賀市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(防疫作業従事実績簿の作成)

第2条 条例第7条の規定による防疫作業に従事した実績については、庶務事務システム（職員の服務の管理、給与の支給等に関する事務を行うための電子情報処理組織で、総務部人事課が所管するものをいう。以下同じ。）に登録するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、防疫作業に従事した実績の報告につき庶務事務システムによりがたいときは、防疫作業従事実績簿（第1号様式）にその都度その実績を記載して所属長の決裁を受けなければならない。

第5条第1項中「（職員の服務の管理、給与の支給等に関する事務を行うための電子情報処理組織で、総務部人事課が所管するものをいう。以下同じ。）」を削る。

第1号様式中「（第2条関係）」を「（第2条第2項関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第23号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則等の

一部を改正する規則

(初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和33年横須賀市規則第52号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表を次のように改める。

令和2年度前労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けている号給	昇格後の号級			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1

14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	1	1	10	2
23	1	1	11	3
24	1	1	12	4
25	1	1	13	5
26	2	1	14	6
27	3	1	15	7
28	4	1	16	8
29	5	1	17	9
30	6	1	18	10
31	7	1	19	11
32	8	1	20	12
33	9	1	21	13
34	10	2	22	14
35	11	3	23	15
36	12	4	24	16
37	13	5	25	17
38	14	6	26	18
39	15	7	27	19
40	16	8	28	20
41	17	9	29	21
42	18	10	30	22
43	19	11	31	23
44	20	12	32	24
45	21	13	33	25
46	22	14	34	26
47	23	15	35	27
48	24	16	36	28
49	25	17	37	29
50	26	18	38	30
51	27	19	39	31
52	28	20	40	32
53	29	21	41	33
54	30	22	42	34
55	31	23	43	35
56	32	24	44	36
57	33	25	45	37
58	34	26	46	38
59	35	27	47	39
60	36	28	48	40
61	37	29	49	41
62	38	30	49	42
63	39	31	50	43
64	40	32	50	44
65	41	33	51	45
66	42	34	51	46
67	43	35	52	47
68	44	36	52	48
69	45	37	53	49
70	46	38	53	50
71	47	39	54	51
72	48	40	54	52
73	49	41	55	53
74	50	42	55	54
75	51	43	56	55
76	52	44	56	56
77	53	45	57	57
78	54	46	57	58

79	55	47	58	59
80	56	48	58	60
81	57	49	59	61
82	58	50	59	62
83	59	51	60	63
84	60	52	60	64
85	61	53	61	65
86		54	62	66
87		55	63	67
88		56	64	68
89		57	65	69
90		58	66	70
91		59	67	71
92		60	68	72
93		61	69	73
94		62	69	74
95		63	70	75
96		64	70	76
97		65	71	77
98		66	71	78
99		67	72	79
100		68	72	80
101		69	73	81
102		69	74	82
103		70	75	83
104		70	76	84
105		71	77	85
106		71	78	
107		72	79	
108		72	80	
109		73	81	
110		74	82	
111		75	83	
112		76	84	
113		77	85	
114		78	86	
115		79	87	
116		80	88	
117		81	89	
118		81		
119		82		
120		82		
121		83		
122		83		
123		84		
124		84		
125		85		
126		86		
127		87		
128		88		
129		89		
130		89		
131		90		
132		90		
133		91		
134		91		
135		92		
136		92		
137		93		
138		94		
139		95		
140		96		
141		97		
142		98		
143		99		

144		100		
145		101		

附則第3項の表を次のように改める。

令和2年度前労務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号級			
	1級	2級	3級	4級
1	25	33	13	21
2	26	34	14	22
3	27	35	15	23
4	28	36	16	24
5	29	37	17	25
6	30	38	18	26
7	31	39	19	27
8	32	40	20	28
9	33	41	21	29
10	34	42	22	30
11	35	43	23	31
12	36	44	24	32
13	37	45	25	33
14	38	46	26	34
15	39	47	27	35
16	40	48	28	36
17	41	49	29	37
18	42	50	30	38
19	43	51	31	39
20	44	52	32	40
21	45	53	33	41
22	46	54	34	42
23	47	55	35	43
24	48	56	36	44
25	49	57	37	45
26	50	58	38	46
27	51	59	39	47
28	52	60	40	48
29	53	61	41	49
30	54	62	42	50
31	55	63	43	51
32	56	64	44	52
33	57	65	45	53
34	58	66	46	54
35	59	67	47	55
36	60	68	48	56
37	61	69	49	57
38	62	70	50	58
39	63	71	51	59
40	64	72	52	60
41	65	73	53	61
42	66	74	54	62
43	67	75	55	63
44	68	76	56	64
45	69	77	57	65
46	70	78	58	66
47	71	79	59	67
48	72	80	60	68
49	73	81	62	69
50	74	82	64	70
51	75	83	66	71
52	76	84	68	72
53	77	85	70	73
54	78	86	72	74
55	79	87	74	75
56	80	88	76	76
57	81	89	78	77

58	82	90	80	78
59	83	91	82	79
60	84	92	84	80
61	85	93	85	81
62	85	94	86	82
63	85	95	87	83
64	85	96	88	84
65	85	97	89	85
66	85	98	90	86
67	85	99	91	87
68	85	100	92	88
69	85	102	94	89
70	85	104	96	90
71	85	106	98	91
72	85	108	100	92
73	85	109	101	93
74	85	110	102	94
75	85	111	103	95
76	85	112	104	96
77	85	113	105	97
78	85	114	106	98
79	85	115	107	99
80	85	116	108	100
81	85	118	109	101
82	85	120	110	102
83	85	122	111	103
84	85	124	112	104
85	85	125	113	105
86	85	126	114	105
87	85	127	115	105
88	85	128	116	105
89	85	130	117	105
90	85	131	117	
91	85	132	117	
92	85	133	117	
93	85	134	117	
94	85	135	117	
95	85	136	117	
96	85	137	117	
97	85	138	117	
98	85	139	117	
99	85	140	117	
100	85	141	117	
101	85	142	117	
102	85	143	117	
103	85	144	117	
104	85	144	117	
105	85	145	117	
106	85	145		
107	85	145		
108	85	145		
109	85	145		
110	85	145		
111	85	145		
112	85	145		
113	85	145		
114	85	145		
115	85	145		
116	85	145		
117	85	145		
118	85			
119	85			
120	85			
121	85			
122	85			

123	85			
124	85			
125	85			
126	85			
127	85			
128	85			
129	85			
130	85			
131	85			
132	85			
133	85			
134	85			
135	85			
136	85			
137	85			
138	85			
139	85			
140	85			
141	85			
142	85			
143	85			
144	85			
145	85			

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条第1項関係）

1 一般職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受け た号給	昇格後の号級							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
1	1	1	1	1	1	1	21	1
2	1	1	1	1	1	1	21	1
3	1	1	1	1	1	1	21	1
4	1	1	1	1	1	1	21	1
5	1	1	1	1	1	1	21	1
6	1	1	1	1	1	1	21	1
7	1	1	1	1	1	1	21	1
8	1	1	1	1	1	1	21	1
9	1	1	1	1	1	1	21	1
10	1	1	1	2	1	21	1	
11	1	1	1	1	3	1	21	1
12	1	1	1	4	1	21	1	
13	1	1	1	5	1	21	1	
14	1	1	1	6	1	21	1	
15	1	1	1	7	1	21	1	
16	1	1	1	8	1	21	1	
17	1	1	1	9	1	21	1	
18	1	1	1	10	2	21	1	
19	1	1	1	11	3	21	1	
20	1	1	1	12	4	22	1	
21	1	1	1	13	5	23	1	
22	1	1	2	14	5	23	1	
23	1	1	3	15	6	24	1	
24	1	1	4	16	6	24	1	
25	1	1	5	17	7	25	1	
26	2	1	6	18	7	25	1	
27	3	1	7	19	8	26	1	
28	4	1	8	20	8	26	1	
29	5	1	9	21	9	27	1	
30	6	1	10	22	9	27	1	
31	7	1	11	23	10	28	1	
32	8	1	12	24	10	28	1	
33	9	1	13	25	11	29	1	
34	10	1	14	26	11	29	1	

35	11	1	15	27	12	30	1
36	12	1	16	28	12	30	1
37	13	1	17	29	13	31	1
38	14	1	18	29	13	31	1
39	15	1	19	30	13	32	1
40	16	1	20	30	14	32	1
41	17	1	21	31	14	33	1
42	18	1	22	31	14	33	1
43	19	1	23	32	15	34	1
44	20	1	24	32	15	34	1
45	21	1	25	33	15	35	1
46	22	1	26	33	16	36	1
47	23	1	27	34	16	37	2
48	24	1	28	34	16	38	2
49	25	1	29	35	16	39	2
50	26	2	30	35	17	40	2
51	27	3	31	36	17	41	3
52	28	4	32	36	17	42	3
53	29	5	33	37	17	43	3
54	30	6	34	37	18	44	3
55	31	7	35	38	18	45	4
56	32	8	36	38	18	46	4
57	33	9	37	39	18	47	4
58	34	10	38	39	19	48	4
59	35	11	39	40	19	49	5
60	36	12	40	40	19	50	5
61	37	13	41	41	19	51	5
62	38	14	42	42	20		5
63	39	15	43	43	20		5
64	40	16	44	44	20		5
65	41	17	45	45	21		5
66	42	18	46	46	21		5
67	43	19	47	47	21		5
68	44	20	48	48	22		5
69	45	21	49	49	22		5
70	46	22	50	50	22		5
71	47	23	51	51	23		5
72	48	24	52	52	23		5
73	49	25	53	53	23		5
74	50	26	54	54	24		5
75	51	27	55	55	24		5
76	52	28	56	56	24		5
77	53	29	57	57	25		5
78	54	30	58	58	25		5
79	55	31	59	59	25		5
80	56	32	60	60	26		5
81	57	33	61	61	26		5
82	58	34	62	62	26		5
83	59	35	63	63	27		5
84	60	36	64	64	27		5
85	61	37	65	65	27		5
86		38	66	66			5
87		39	67	67			5
88		40	68	68			5
89		41	69	69			
90		42	70				
91		43	71				
92		44	72				
93		45	73				
94		45	74				
95		45	75				
96		46	76				
97		46	77				
98		46	78				
99		47	79				

100		47	80				
101		47	81				
102		48	82				
103		48	83				
104		48	84				
105		49	85				
106		49					
107		49					
108		50					
109		50					

2 労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号級			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18

52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	

117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

3 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	1
24	1	1	1
25	1	2	1
26	1	3	1
27	1	4	1
28	1	5	1
29	1	6	1
30	1	7	1
31	1	8	1
32	1	9	1
33	1	10	1
34	1	11	1
35	1	12	1
36	2	13	2
37	3	14	3
38	4	15	4
39	5	16	5
40	6	17	6

41	7	18	7
42	8	19	8
43	9	20	9
44	10	21	10
45	11	22	10
46	12	23	11
47	13	24	11
48	14	25	12
49	15	26	12
50	16	27	13
51	17	28	13
52	18	29	14
53	19	30	15
54	20	31	16
55	21	32	17
56	22	33	18
57	23	34	18
58	24	35	19
59	25	36	19
60	26	37	20
61	27	38	20
62	28	39	21
63	29	40	21
64	30	41	22
65	31	42	23
66	32	42	24
67	33	43	25
68	34	43	26
69	35	44	26
70	36	44	27
71	37	45	27
72	38	45	28
73	39	46	28
74		47	29
75		48	29
76		49	30
77		50	31
78		51	32
79		52	33
80		53	34
81		54	34
82		54	35
83		55	35
84		55	36
85		56	36
86		56	37
87		57	37
88		57	38
89		58	
90		59	
91		60	
92		61	
93		62	
94		63	
95		64	
96		65	
97		66	
98		66	
99		67	
100		67	
101		68	
102		68	
103		69	
104		69	
105		70	

別表第2 (第10条第1項関係)

1 一般職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受け ていた号給	降格後の号級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	25	49	21	9	17	19	46
2	26	50	22	10	18	19	50
3	27	51	23	11	19	19	54
4	28	52	24	12	20	19	58
5	29	53	25	13	22	19	88
6	30	54	26	14	24	19	88
7	31	55	27	15	26	19	88
8	32	56	28	16	28	19	88
9	33	57	29	17	30	19	88
10	34	58	30	18	32	19	88
11	35	59	31	19	34	19	88
12	36	60	32	20	36	19	88
13	37	61	33	21	39	19	88
14	38	62	34	22	42	19	88
15	39	63	35	23	45	19	88
16	40	64	36	24	49	19	88
17	41	65	37	25	53	19	88
18	42	66	38	26	57	19	88
19	43	67	39	27	61	19	88
20	44	68	40	28	64	19	88
21	45	69	41	29	67	19	88
22	46	70	42	30	70	20	88
23	47	71	43	31	73	22	88
24	48	72	44	32	76	24	88
25	49	73	45	33	79	26	88
26	50	74	46	34	82	28	88
27	51	75	47	35	85	30	88
28	52	76	48	36	85	32	88
29	53	77	49	38	85	34	88
30	54	78	50	40	85	36	88
31	55	79	51	42	85	38	88
32	56	80	52	44	85	40	88
33	57	81	53	46	85	42	88
34	58	82	54	48	85	44	88
35	59	83	55	50	85	45	88
36	60	84	56	52	85	46	88
37	61	85	57	54	85	47	88
38	62	86	58	56	85	48	88
39	63	87	59	58	85	49	
40	64	88	60	60	85	50	
41	65	89	61	61	85	51	
42	66	90	62	62	85	52	
43	67	91	63	63	85	53	
44	68	92	64	64	85	54	
45	69	95	65	65	85	55	
46	70	98	66	66	85	56	
47	71	101	67	67	85	57	
48	72	104	68	68	85	58	
49	73	107	69	69	85	59	
50	74	109	70	70	85	60	
51	75	109	71	71	85	61	
52	76	109	72	72	85	61	
53	77	109	73	73	85	61	
54	78	109	74	74	85	61	
55	79	109	75	75	85	61	
56	80	109	76	76	85	61	
57	81	109	77	77	85	61	
58	82	109	78	78	85	61	
59	83	109	79	79	85	61	
60	84	109	80	80	85	61	

61	85	109	81	81	85	61	
62	85	109	82	82		61	
63	85	109	83	83		61	
64	85	109	84	84		61	
65	85	109	85	85		61	
66	85	109	86	86		61	
67	85	109	87	87		61	
68	85	109	88	88		61	
69	85	109	89	89		61	
70	85	109	90	89		61	
71	85	109	91	89		61	
72	85	109	92	89		61	
73	85	109	93	89		61	
74	85	109	94	89		61	
75	85	109	95	89		61	
76	85	109	96	89		61	
77	85	109	97	89		61	
78	85	109	98	89		61	
79	85	109	99	89		61	
80	85	109	100	89		61	
81	85	109	101	89		61	
82	85	109	102	89		61	
83	85	109	103	89		61	
84	85	109	104	89		61	
85	85	109	105	89		61	
86	85	109	105			61	
87	85	109	105			61	
88	85	109	105			61	
89	85	109	105				
90	85	109					
91	85	109					
92	85	109					
93	85	109					
94	85	109					
95	85	109					
96	85	109					
97	85	109					
98	85	109					
99	85	109					
100	85	109					
101	85	109					
102	85	109					
103	85	109					
104	85	109					
105	85	109					
106	85						
107	85						
108	85						
109	85						

13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50
18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64
25	45	41	53	68
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82
29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	97
32	52	52	60	97
33	53	53	61	97
34	54	54	62	97
35	55	55	63	97
36	56	56	64	97
37	57	57	65	97
38	58	58	66	97
39	59	59	67	97
40	60	60	68	97
41	61	61	69	97
42	62	62	70	97
43	63	63	71	97
44	64	64	72	97
45	67	66	73	97
46	70	68	74	97
47	73	70	75	97
48	76	72	76	97
49	79	75	77	97
50	82	78	78	97
51	85	81	79	97
52	90	84	80	97
53	95	87	81	97
54	100	90	82	97
55	105	93	83	97
56	105	96	84	97
57	105	99	86	97
58	105	102	88	97
59	105	105	90	97
60	105	108	92	97
61	105	112	94	97
62	105	116	96	
63	105	137	98	
64	105	137	100	
65	105	137	101	
66	105	137	102	
67	105	137	103	
68	105	137	104	
69	105	137	106	
70	105	137	108	
71	105	137	110	
72	105	137	129	
73	105	137	129	
74	105	137	129	
75	105	137	129	
76	105	137	129	
77	105	137	129	

2 労務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けている号給	降格後の号級			
	1級	2級	3級	4級
1	21	13	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26
4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40

78	105	137	129	
79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	
85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137		
99	105	137		
100	105	137		
101	105	137		
102	105	137		
103	105	137		
104	105	137		
105	105	137		
106	105	137		
107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		
111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		
117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		
125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			
133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

3 医療職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	35	24	35
2	36	25	36

3	37	26	37
4	38	27	38
5	39	28	39
6	40	29	40
7	41	30	41
8	42	31	42
9	43	32	43
10	44	33	45
11	45	34	47
12	46	35	49
13	47	36	51
14	48	37	52
15	49	38	53
16	50	39	54
17	51	40	55
18	52	41	57
19	53	42	59
20	54	43	61
21	55	44	63
22	56	45	64
23	57	46	65
24	58	47	66
25	59	48	67
26	60	49	69
27	61	50	71
28	62	51	73
29	63	52	75
30	64	53	76
31	65	54	77
32	66	55	78
33	67	56	79
34	68	57	81
35	69	58	83
36	70	59	85
37	71	60	87
38	72	61	88
39	73	62	88
40	73	63	88
41	73	64	88
42	73	66	88
43	73	68	88
44	73	70	88
45	73	72	
46	73	73	
47	73	74	
48	73	75	
49	73	76	
50	73	77	
51	73	78	
52	73	79	
53	73	80	
54	73	82	
55	73	84	
56	73	86	
57	73	88	
58	73	89	
59	73	90	
60	73	91	
61	73	92	
62	73	93	
63	73	94	
64	73	95	
65	73	96	
66	73	98	
67	73	100	

68	73	102	
69	73	104	
70	73	105	
71	73	105	
72	73	105	
73	73	105	
74	73	105	
75	73	105	
76	73	105	
77	73	105	
78	73	105	
79	73	105	
80	73	105	
81	73	105	
82	73	105	
83	73	105	
84	73	105	
85	73	105	
86	73	105	
87	73	105	
88	73	105	
89	73		

90	73		
91	73		
92	73		
93	73		
94	73		
95	73		
96	73		
97	73		
98	73		
99	73		
100	73		
101	73		
102	73		
103	73		
104	73		
105	73		

(職員初任給調整手当支給規則の一部改正)

第2条 職員初任給調整手当支給規則（昭和46年横須賀市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条第1項、第2項関係）

採用時 の職 務の 級 号給	1級			2級			3級			4級		
	手当月額 (ア)	条例第9 条の3第 2項の規 則で定め る期 間 (イ)	支給期間 (ウ)									
1	円 159,100	年 15	年 35	円 159,100	年 7	年 27	円 159,100	年 1	年 21	円 151,100	年 0	年 12
2	159,100	15	35	159,100	7	27	159,100	1	21	151,100	0	12
3	159,100	15	35	159,100	7	27	159,100	1	21	151,100	0	12
4	159,100	15	35	159,100	7	27	159,100	1	21	150,100	0	12
5	159,100	14	34	159,100	6	26	159,100	0	20	150,100	0	11
6	159,100	14	34	159,100	6	26	159,100	0	20	150,100	0	11
7	159,100	14	34	159,100	6	26	159,100	0	20	150,100	0	11
8	159,100	14	34	159,100	6	26	158,100	0	20	149,100	0	11
9	159,100	13	33	159,100	5	25	158,100	0	19	149,100	0	10
10	159,100	13	33	159,100	5	25	158,100	0	19	149,100	0	10
11	159,100	13	33	159,100	5	25	158,100	0	19	149,100	0	10
12	159,100	13	33	159,100	5	25	157,100	0	19	148,200	0	10
13	159,100	12	32	159,100	4	24	157,100	0	18	148,200	0	9
14	159,100	12	32	159,100	4	24	157,100	0	18	148,200	0	9
15	159,100	12	32	159,100	4	24	157,100	0	18	148,200	0	9
16	159,100	12	32	159,100	4	24	156,100	0	18	147,200	0	9
17	159,100	11	31	159,100	3	23	156,100	0	17	147,200	0	8
18	159,100	11	31	159,100	3	23	156,100	0	17	147,200	0	8
19	159,100	11	31	159,100	3	23	156,100	0	17	147,200	0	8
20	159,100	11	31	159,100	3	23	155,100	0	17	146,200	0	8
21	159,100	10	30	159,100	2	22	155,100	0	16	146,200	0	7
22	159,100	10	30	159,100	2	22	155,100	0	16	146,200	0	7
23	159,100	10	30	159,100	2	22	155,100	0	16	146,200	0	7
24	159,100	10	30	159,100	2	22	154,100	0	16	145,200	0	7
25	159,100	9	29	159,100	1	21	154,100	0	15	145,200	0	6
26	159,100	9	29	159,100	1	21	154,100	0	15	145,200	0	6
27	159,100	9	29	159,100	1	21	154,100	0	15	145,200	0	6
28	159,100	9	29	159,100	1	21	153,100	0	15	144,300	0	6
29	159,100	8	28	159,100	0	20	153,100	0	14	144,300	0	5
30	159,100	8	28	159,100	0	20	153,100	0	14	144,300	0	5
31	159,100	8	28	159,100	0	20	153,100	0	14	144,300	0	5
32	159,100	8	28	159,100	0	20	152,100	0	14	143,300	0	5
33	159,100	7	27	158,100	0	19	152,100	0	13	143,300	0	4

34	159,100	7	27	158,100	0	19	152,100	0	13	143,300	0	4
35	159,100	7	27	158,100	0	19	152,100	0	13	143,300	0	4
36	159,100	7	27	158,100	0	19	151,100	0	13	142,300	0	4
37	159,100	6	26	157,100	0	18	151,100	0	12	142,300	0	3
38	159,100	6	26	157,100	0	18	151,100	0	12	142,300	0	3
39	159,100	6	26	157,100	0	18	151,100	0	12	142,300	0	3
40	159,100	6	26	157,100	0	18	150,100	0	12	141,300	0	3
41	159,100	5	25	156,100	0	17	150,100	0	11	141,300	0	2
42	159,100	5	25	156,100	0	17	150,100	0	11	141,300	0	2
43	159,100	5	25	156,100	0	17	150,100	0	11	141,300	0	2
44	159,100	5	25	156,100	0	17	149,100	0	11	140,300	0	2
45	159,100	4	24	155,100	0	16	149,100	0	10			
46	159,100	4	24	155,100	0	16	149,100	0	10			
47	159,100	4	24	155,100	0	16	149,100	0	10			
48	159,100	4	24	155,100	0	16	148,200	0	10			
49	159,100	3	23	154,100	0	15	148,200	0	9			
50	159,100	3	23	154,100	0	15	148,200	0	9			
51	159,100	3	23	154,100	0	15	148,200	0	9			
52	159,100	3	23	154,100	0	15	147,200	0	9			
53	159,100	2	22	153,100	0	14	147,200	0	8			
54	159,100	2	22	153,100	0	14	147,200	0	8			
55	159,100	2	22	153,100	0	14	147,200	0	8			
56	159,100	2	22	153,100	0	14	146,200	0	8			
57	159,100	1	21	152,100	0	13	146,200	0	7			
58	159,100	1	21	152,100	0	13	146,200	0	7			
59	159,100	1	21	152,100	0	13	146,200	0	7			
60	159,100	1	21	152,100	0	13	145,200	0	7			
61	159,100	0	20	151,100	0	12	145,200	0	6			
62	159,100	0	20	151,100	0	12	145,200	0	6			
63	159,100	0	20	151,100	0	12	145,200	0	6			
64	159,100	0	20	151,100	0	12	144,300	0	6			
65	158,100	0	19	150,100	0	11	144,300	0	5			
66	158,100	0	19	150,100	0	11	144,300	0	5			
67	158,100	0	19	150,100	0	11	144,300	0	5			
68	158,100	0	19	150,100	0	11	143,300	0	5			
69	157,100	0	18	149,100	0	10	143,300	0	4			
70	157,100	0	18	149,100	0	10	143,300	0	4			
71	157,100	0	18	149,100	0	10	143,300	0	4			
72	157,100	0	18	149,100	0	10	142,300	0	4			
73	156,100	0	17	148,200	0	9	142,300	0	3			
74			148,200	0	9	142,300	0	3				
75			148,200	0	9	142,300	0	3				
76			148,200	0	9	141,300	0	3				
77			147,200	0	8	141,300	0	2				
78			147,200	0	8	141,300	0	2				
79			147,200	0	8	141,300	0	2				
80			147,200	0	8	140,300	0	2				
81			146,200	0	7	140,300	0	1				
82			146,200	0	7	140,300	0	1				
83			146,200	0	7	140,300	0	1				
84			146,200	0	7	139,300	0	1				
85			145,200	0	6	139,300	0	1				
86			145,200	0	6	139,300	0	1				
87			145,200	0	6	139,300	0	1				
88			145,200	0	6	138,300	0	1				
89			144,300	0	5							
90			144,300	0	5							
91			144,300	0	5							
92			144,300	0	5							
93			143,300	0	4							
94			143,300	0	4							
95			143,300	0	4							
96			143,300	0	4							
97			142,300	0	3							
98			142,300	0	3							

99				142,300	0	3							
100				142,300	0	3							
101				141,300	0	2							
102				141,300	0	2							
103				141,300	0	2							
104				141,300	0	2							
105				140,300	0	1							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第24号

初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則（昭和33年横須賀市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項本文中「に10分の8を乗じて得た月数」を削り、同項ただし書きを削る。

別表第7その他の期間の項中

5割以下	
2.5割以下	部内の他の職員との均衡を著しく失する場合はこの限りでない。

を

に改め、同表備考に関

する部分を次のように改める。

備考

- 1 級別資格基準表又は初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。
- 2 換算率には、部内の他の職員との均衡を考慮し、別に定める率を乗じるものとする。

別表第9の2技術職員の項中

技術 職 員	高 校 卒	1級21号給	を
	中 学 卒	1級 9号給	
技術 職 員	高 校 卒	1級 5号給	に

改め、同表労務職員の項中「1級5号給」を「1級1号給」に、「1級50号給」を「1級34号給」に改め、同表備考に関する部分第4項中「1級21号給」を「1級5号給」に、「1級61号給」を「1級45号給」に改め、「、同欄に掲げる「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有する者にあっては1級9号給から1級57号給までの範囲内で」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第25号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和34年横須賀市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表備考に関する部分第4項中「経営企画部事業用地課長」の次に「、総務部法務担当課長」を加え、「、民生局福祉こども部子育て支援課長」を削り、「又は消防局三浦消

防署長」を「、消防局三浦消防署長、教育委員会事務局教育総務部教育改革推進担当課長又は教育委員会事務局教育総務部教育政策課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第26号

職員住居手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

職員住居手当支給規則（昭和46年横須賀市規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（住居手当の支給の特例）」を付し、附則に次の1項を加える。

4 令和6年能登半島地震に係る被災地へ災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務を行うために派遣され、かつ、任命権者の指定する住居に移転した職員が、当該派遣の期間中においても当該移転の直前に居住していた住宅を引き続き所有し、又は借り受けているときは、第2条の規定にかかわらず、当該移転の直前に居住していた住宅に係る同条の規定による手当を支給するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年11月1日から適用する。

横須賀市規則第27号

職員被服貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

職員被服貸与規則の一部を改正する規則

職員被服貸与規則（昭和30年横須賀市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「常に」を「必要に応じて」に、「着用しなければならない」を「着用するものとする」に改め、同条ただし書きを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第28号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則

予算決算及び会計規則（昭和39年横須賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第4号中「充当」を「充用」に改める。

第37条第1号イ中「経営企画部都市戦略課」を「経営企画部企画調整課及び経営企画部都市戦略課」に改め、同号エ中「文化スポーツ観光部文化振興課の行事等の参加者負担金、」を削り、同号ク中「保健所企画課」を「民生局健康部地域健康課の講座等の参加者負担金、保健所企画課」に改め、同号スを削り、同号セを同号スとし、同号ソ中「、入学金及び入園受入準備費」を「及び入学金」に改め、同号ソを同号セとし、同号

別表第2（第4条関係）

1 コミュニティセンター施設使用料

施 設		使用料（1時間当たり）	
		市 内	市 外
追浜コミュニティセンター	集会室	円 600	円 1,200
	第1学習室	200	400
	第2学習室	200	400
	第3学習室	200	400
	和室	200	400
	調理室	300	600
	美術工芸室	300	600
	音楽室	300	600
田浦コミュニティセンター	集会室	600	1,200
	第1学習室	200	400
	第2学習室	200	400
	第3学習室	100	200
	和室	200	400
	調理講習室	300	600
	美術工芸室	300	600
	音楽室	300	600
長浦コミュニティセンター	集会室兼体育室	900	1,800
	第1会議室	200	400
	第2会議室	400	800
	和室1	300	600
	和室2	200	400
	和室3	200	400
	調理実習室	300	600
	集会室	600	1,200
逸見コミュニティセンター	学習室	200	400
	和室	100	200
	調理講習室	300	600
	多目的室	400	800
坂本コミュニティセンター	軽運動室	300	600
	会議室	200	400
	和室	100	200
	集会室兼体育室	900	1,800
本町コミュニティセンター	第1会議室	200	400
	第2会議室	300	600
	和室1	100	200
	和室2	300	600
	調理実習室	300	600
	集会室兼体育室	600	1,200
安浦コミュニティセンター	会議室	200	400

三春コミュニティセンター	和室	200	400
	調理実習室	300	600
	集会室兼体育室	900	1,800
	会議室	200	400
衣笠コミュニティセンター	和室	300	600
	体育館	900	1,800
	多目的室	500	1,000
	軽運動室	300	600
	第1学習室	100	200
	第2学習室	100	200
	第3学習室	200	400
	第1会議室	200	400
	第2会議室	100	200
	和室	200	400
池上コミュニティセンター	調理室	300	600
	美術工芸室	300	600
	樂焼室	100	200
	集会室兼体育室	900	1,800
	大会議室	300	600
	中会議室1	200	400
	中会議室2	200	400
大津コミュニティセンター	小会議室	200	400
	和室1	300	600
	和室2	200	400
	調理実習室	300	600
	体育室	600	1,200
	学習室1	100	200
	学習室2	200	400
浦賀コミュニティセンター	学習室3	200	400
	学習室4	200	400
	学習室5	200	400
	学習室6	200	400
	学習室4、5及び6の全ての利用	500	1,000
	和室1	100	200
	和室2	100	200
	和室3	100	200
	調理室	300	600
	音楽室	300	600
浦賀コミュニティセンター	集会室	600	1,200
	軽運動室	200	400
	第1学習室	100	200
	第2学習室	100	200

鴨居コミュニティセンター	会議室	300	600	西コミュニティセンター	第1学習室	200	400
	和室	100	200		第2学習室	200	400
	調理講習室	300	600		第3学習室	200	400
	集会室兼体育室	900	1,800		第4学習室	200	400
	軽運動室	200	400		和室	200	400
	第1会議室	200	400		調理講習室	300	600
	第2会議室	400	800		美術工芸室	300	600
	和室1	100	200		音楽室	300	600
	和室2	200	400				
	調理実習室	300	600				
	トレーニング室(時間を問わず1回につき)	200	400				
岩戸コミュニティセンター	集会室兼体育室	900	1,800				
	会議室1	300	600				
	会議室2	200	400				
	和室	200	400				
久里浜コミュニティセンター	集会室	600	1,200	北下浦コミュニティセンター一分館	大会議室	300	600
	第1会議室	300	600		小会議室	100	200
	第2会議室	200	400		会議室1	200	400
	和室	200	400		会議室2	200	400
	調理講習室	300	600		会議室3	200	400
北下浦コミュニティセンター	集会室	600	1,200		和室	200	400
	第1学習室	300	600				
	第2学習室	200	400				
	和室	200	400				
	調理実習室	300	600				
	美術工芸室	300	600				
	音楽室	300	600				
長井コミュニティセンター	第1会議室	200	400				
	第2会議室	300	600				
	第3会議室	200	400				
	和室	100	200				
	調理実習室	300	600				
	多目的室	200	400				
武山コミュニティセンター	集会室兼体育室	900	1,800				
	会議室A	100	200				
	会議室B	200	400				
	会議室C	100	200				
	和室	100	200				
	調理実習室	300	600				
	音楽室	300	600				
	集会室	900	1,800				

2 コミュニティセンター分館施設使用料

施 設	使用料(1時間当たり)	
	市 内	市 外
追浜コミュニティセンター北館	円 600	円 1,200
浦賀コミュニティセンター分館	第1学習室 200	400
	第2学習室 200	400
北下浦コミュニティセンター一分館	大会議室 300	600
	小会議室 100	200
	会議室1 200	400
	会議室2 200	400
	会議室3 200	400
	和室 200	400

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第32号

青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則

青少年の家条例施行規則(昭和43年横須賀市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(使用許可手続)」に改め、同条第2項本文中「2月前」の次に「(ホールの使用に係る使用許可申請書にあっては、6月前)」を加える。

第7条第2号中「喫煙し、又は」を削り、同条第3号中「飲酒」を「喫煙し、又は飲酒」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第1条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用許可手続について適用し、同日前に行う使用許可手続については、なお従前の例による。

横須賀市規則第33号

老人デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

老人デイサービスセンター条例施行規則を廃止す

る規則

老人デイサービスセンター条例施行規則(平成5年横須賀市規則第40号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第34号

老人福祉センター条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

老人福祉センター条例施行規則を廃止する規則

老人福祉センター条例施行規則（昭和44年横須賀市規則第18号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第35号

老人憩いの家条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

老人憩いの家条例施行規則の一部を改正する規則

老人憩いの家条例施行規則（昭和50年横須賀市規則第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

憩いの家条例施行規則

第1条第1項各号列記以外の部分中「老人憩いの家条例」を「憩いの家条例」に改める。

第2条第2項第2号中「老人憩いの家」を「憩いの家」に改める。

第3条第1項中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

別記様式中「代表者」[㊞]を「代表者」に、「老人憩いの家条例」を「憩いの家条例」に、「老人憩いの家」を「憩いの家」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第36号

児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則

児童福祉法施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中

「（あて先）横須賀市長

申請者 氏名

」を「（あて先）横須賀市長

」に、「高額治療継続」を「高額かつ長期」に、

世帯内按分特例の対象者		
-------------	--	--

を

世帯内按分特例の対象者		
小児慢性特定疾病医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日	年 月 日	【申請日から1か月以上前の年月日となっている理由】

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第37号

保育園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

保育園条例施行規則の一部を改正する規則

保育園条例施行規則（昭和28年横須賀市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 条例第14条第5項第1号に規定する規則で定める額は、250円とする。

5 条例第14条第5項第2号に規定する規則で定める額は、100円とする。

第9条第1項第1号中「第14条第1項に規定する一般一時保育に係る保育料、同条第4項」を「第14条第4項」に改め、「並びに同条第5項第1号に掲げる昼食及び同項第2号に掲げる間食に係る費用」を削る。

別表第2第1項の表D₂の項中「6,000」を「7,000」に改め、同表第2項の表D₂の項中「4,500」を「5,500」に改め、同表備考に関する部分第3項後段ただし書中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 令和8年3月31日までの間、改正後の第6条第4項及び第5項並びに別表第2第1項及び第2項の適用については、改正後の第6条第4項中「250円」とあるのは「220円」と、同条第5項中「100円」とあるのは「80円」と、改正後の別表第2第1項の表D₂の項中「7,000」とあるのは「6,000」と、同表第2項の表D₂の項中「5,500」とあるのは「4,500」とする。

横須賀市規則第38号

こども園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

こども園条例施行規則の一部を改正する規則

こども園条例施行規則（令和3年横須賀市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「80円」を「100円」に改める。

別表第2D₂の項中「6,000」を「7,000」に、「4,400」を「5,000」に改め、同表備考に関する部分第3項後段ただし書中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 令和8年3月31日までの間、こども園条例（令和3年横須賀市規則第37号）第4条第1号に掲げる事業において昼食又は間食を提供した場合の額及び預かり保育において間食を提供した場合の額については、改正後の第7条第5項中「100円」とあるのは「80円」と、改正後の別表第2D₂の項中「7,000」とあるのは「6,000」と、「5,000」とあるのは「4,400」とする。

横須賀市規則第39号

教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則の

一部を改正する規則

教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則（平成27年横須賀市規則第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表備考に関する部分第2項中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第40号

横須賀市放課後児童クラブ設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克 明

横須賀市放課後児童クラブ設置条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市放課後児童クラブ設置条例施行規則（平成30年横須賀市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第41号

食品衛生法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克 明

食品衛生法等施行取扱規則の一部を改正する規則

食品衛生法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2号様式（表）中「栄・船舶」を「栄・管栄・船舶」に改める。

「住所

氏名

第4号様式中 「法人にあっては、主たる」 を
「事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名」 」

「氏名

〔法人にあっては、名称〕 に改める。

第9号様式（表）中「栄・船舶」を「栄・管栄・船舶」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第42号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等施行取扱規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克 明

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

等施行取扱規則等の一部を改正する規則

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等施行取扱規則の一部改正）

第1条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第64号）の一部を次のように改正する。

「住所

氏名

第2号様式中 「法人にあっては、主たる」 を
「事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名」 」

「氏名

〔法人にあっては、名称〕 に改める。

「住所

氏名

第6号様式中 「法人にあっては、主たる」 を
「事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名」 」

「氏名

〔法人にあっては、名称〕 に改める。

「住所

氏名

第14号様式中 「法人にあっては、主たる」 を
「事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名」 」

「氏名

〔法人にあっては、名称〕 に改める。

（興行場法等施行取扱規則の一部改正）

第2条 興行場法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第66号）の一部を次のように改正する。

「住所

氏名

第2号様式中 「法人にあっては、主たる」 を
「事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名」 」

「氏名

〔法人にあっては、名称〕 に改める。

（温泉法等施行取扱規則の一部改正）

第3条 温泉法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第69号）の一部を次のように改正する。

「住所

氏名

第2号様式中 「法人にあっては、主たる」 を
「事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名」 」

「氏名

〔法人にあっては、名称〕 に改める。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律等施行取扱規則の一部改正）

第4条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第72号）の一部を次のように改正する。

「住所

氏名

第2号様式中 「法人にあっては、主たる」 を
「事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名」 」

「氏名

〔法人にあっては、名称〕 に改める。

（理容師法等施行取扱規則の一部改正）

第5条 理容師法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第73号）の一部を次のように改正する。

「住所

氏名

第2号様式中 「法人にあっては、主たる」 を
「事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名」 」

「氏名

〔法人にあっては、名称〕 に改める。

（美容師法等施行取扱規則の一部改正）

第6条 美容師法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第74号）の一部を次のように改正する。

「住所

氏名

第2号様式中 「法人にあっては、主たる」 を
「事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名」 」

「氏名

〔法人にあっては、名称〕 に改める。

（クリーニング業法等施行取扱規則の一部改正）

第7条 クリーニング業法等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第75号）の一部を次のように改正する。

「住所

氏名

第3号様式中 「法人にあっては、主たる」 を
「事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名」 」

「氏名
〔法人にあっては、名称〕」に改める。

「住所

氏名

第13号様式中 $\begin{cases} \text{法人にあっては、主たる} \\ \text{事務所の所在地、名称及} \\ \text{び代表者の氏名} \end{cases}$ を

「氏名
〔法人にあっては、名称〕」に改める。

(化製場等に関する法律等施行取扱規則の一部改正)
第8条 化製場等に関する法律等施行取扱規則(平成12年横須賀市規則第77号)の一部を次のように改正する。

「住所

氏名

第2号様式中 $\begin{cases} \text{法人にあっては、主たる} \\ \text{事務所の所在地、名称及} \\ \text{び代表者の氏名} \end{cases}$ を

「氏名
〔法人にあっては、名称〕」に改める。

「住所

氏名

第13号様式中 $\begin{cases} \text{法人にあっては、主たる} \\ \text{事務所の所在地、名称及} \\ \text{び代表者の氏名} \end{cases}$ を

「氏名
〔法人にあっては、名称〕」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第43号

旅館業法等施行取扱規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

旅館業法等施行取扱規則等の一部を改正する規則
(旅館業法等施行取扱規則の一部を改正する規則)

第1条 旅館業法等施行取扱規則(平成12年横須賀市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第3号中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、「規定する方法」の次に「(試料は、希釀せずに使用すること。)」を加える。

「住所

氏名

第2号様式中 $\begin{cases} \text{法人にあっては、主たる} \\ \text{事務所の所在地、名称及} \\ \text{び代表者の氏名} \end{cases}$ を

「氏名
〔法人にあっては、名称〕」に改める。

(公衆浴場法等施行取扱規則の一部を改正する規則)

第2条 公衆浴場法等施行取扱規則(平成12年横須賀市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第3号中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、「規定する方法」の次に「(試料は、希釀せずに使用すること。)」を加える。

「住所

氏名

第2号様式中 $\begin{cases} \text{法人にあっては、主たる} \\ \text{事務所の所在地、名称及} \\ \text{び代表者の氏名} \end{cases}$ を

「氏名
〔法人にあっては、名称〕」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第44号

歯科技工士法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のよう

に定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

歯科技工士法施行取扱規則の一部を改正する規則
歯科技工士法施行取扱規則(平成9年横須賀市規則第36号)の一部を次のように改正する。

免許登録年月日	免許登録番号

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第45号

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則(昭和47年横須賀市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第17条及び第18条を次のように改める。

第17条及び第18条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第46号

横須賀港港湾施設使用条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

横須賀港港湾施設使用条例施行規則の一部を改正
する規則

横須賀港港湾施設使用条例施行規則(昭和28年横須賀市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項本文中「第6号様式の2」を「第6号様式」に改め、同条第3項中「、係船浮標、上屋」を削る。

第15条から第18条までを削り、第19条を第15条とし、第20条を第16条とする。

「1. 上屋

第2号様式中 2. 荷さばき地 を 「1. 荷さばき地
3. 野積場 」 に改

める。

第4号様式中「(A 4)」を削る。

第5号様式を削る。

第6号様式中「(A 4)」を削り、同様式を第5号様式とする。

第6号様式の2を第6号様式とする。

第7号様式中 「岸壁 桟橋 物揚場 係船浮標
上屋 荷さばき地 野積場」 断続使用済届

書を「断続使用済届書」に改め、「(A 4)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第47号

適正な土地利用の調整に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

適正な土地利用の調整に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(適正な土地利用の調整に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 適正な土地利用の調整に関する条例施行規則(平成17年横須賀市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号イを次のように改める。

イ 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可

第39条第1項第2号中「旧宅地造成等規制法12条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項」に改める。

別表第1条例第2条第2号に規定する宅地造成の項中「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省・国土交通省令第3号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第4条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第7条第1項第1号」に、「図書」を「図面」に改める。

(特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例施行規則(平成14年横須賀市規則第82号)の一部を次のように改める。

第10条第2項第1号の表条例第2条第1項第7号に規定する宅地造成の項中「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省・国土交通省令第3号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第4条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第7条第1項第1号」に、「図書」を「図面」に改める。

別表第1から別表第4までの規定及び別表第6中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改める。(都市計画法等施行取扱規則の一部改正)

第3条 都市計画法等施行取扱規則(平成13年横須賀市規則第60号)の一部を次のように改める。

第2条の14第3号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。)第13条第2項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第17条第2項」に改める。

第7条の2第2項各号列記以外の部分中「旧宅地造成等規制法第8条第1項ただし書」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項ただし書」に、「旧宅地造成等規制法第3条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項」に、「宅地造成工事規制区域内」を「宅地造成等工事規制区域内」に改め、同項第6号中「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省・国土交通省令第3号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第4条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第7条」に、「図書」を「図面」に改め、同項7号中「宅地造成等規制法施行取扱規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法等施行取扱規則」に改め、同項第8号中「宅地造成等規制法施行取扱規則」に改め、同項第8号中「宅地造成等規制法施行取扱規則」

規則第5条第8号」を「宅地造成及び特定盛土等規制法等施行取扱規則第5条第7号」に改める。

(都市緑地法等施行取扱規則の一部改正)

第4条 都市緑地法等施行取扱規則(平成13年横須賀市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定、第11号様式及び第12号様式中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第48号

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

市営住宅条例施行規則(平成10年横須賀市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「前条、」を削り、「は、その端数金額を」を「、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を」に改め、同条第2項中「減額する額に100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、100円とする」を「その減額の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円に切り上げる」に改める。

第26条第2号を次のように改める。

(2) 運転免許証又は特定免許情報(道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。)を表示したものの写し

第29条第1項第2号を次のように改める。

(2) 運転免許証又は特定免許情報を表示したものの写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第49号

建築基準法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

建築基準法等施行取扱規則の一部を改正する規則

(建築基準法等施行取扱規則の一部改正)

第1条 建築基準法等施行取扱規則(昭和30年横須賀市規則第27号)の一部を次のように改める。

第11条の2各号列記以外の部分中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改める。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則の一部改正)

第2条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則(平成28年横須賀市規則第50号)の一部を次のように改める。

第3条第2項第1号中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改め、同項第2号列記以外の部分中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号ア中「第12条第6項」を「第11条第6項」に、「第15条第2項」を「第14条第2項」に、「第12条第3項」を「第11条第3項」に、「第13条第4項」を「第12条第4項」に、「第6条」を「第8条」に改め、同項第3項中「第18条第13項」を「第18条第14項」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則の一部改正)

第3条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則(平成27年横須賀市規則第51号)の一部を次のように改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第18条第13項」を

「第18条第14項」に改め、同項第2号列記以外の部分中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号ア中「第12条第6項」を「第11条第6項」に、「第15条第2項」を「第14条第2項」に、「第12条第3項」を「第11条第3項」に、「第13条第4項」を「第12条第4項」に、「第6条」を「第8条」に改め、同条第2項中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則の一部改正)

第4条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則(平成28年横須賀市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第1条第1項」を「第3条第1項」に、「第7条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項第1号中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同条第2項中「第1条第3項」を「第3条第3項」に、「第7条第1項」を「第9条第1項」に、「第1条第1項の表の(い)項図書の種類の欄」を「第3条第1項の表の(い)項図書の種類の欄」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第4条の2第1項中「第11条」を「第13条」に、「省令第3条」を「省令第5条」に、「第3条に掲げる図書」を「省令第3条第1項に規定する図書(当該軽微な変更に係る部分に限る。)及び当該軽微な変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書(市長が当該判定を行った場合を除く。)」に改める。

第4条の3中「第29条」を「第28条」に改める。

第4条の4第1項各号列記以外の部分中「第23条第1項」を「第20条第1項」に改め、「第3条1項第1号及び第3号に掲げる図書のほか」を削り、同項第3号中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改め、同項第4号中「法第34条」を「法第29条」に、「34条認定」を「29条認定」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第1項中「第34条第1項、第36条第1項又は第41条第1項」を「第29条第1項又は第31条第1項」に改め、同条第2項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改める。

第7条中「第34条第1項、第36条第1項又は第41条第1項」を「第29条第1項又は第31条第1項」に改める。

第7条の2中「第11条」を「第13条」に、「第26条」を「第25条」に改める。

第8条第1項中「及び法第41条第1項の規定により認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、認定建築主等の」を「は、その」に改め、同条第2項中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「第37条」を「第32条」に改め、「又は第43条第1項」を削り、同条第1号中「34条認定又は36条認定(法第36条第1項)」を「29条認定又は31条認定(法第31条第1項)」に改め、同条第2号中「34条認定若しくは36条認定」を「29条認定若しくは31条認定」に改め、「又は41条認定を受けた建築物の省エネ基準への適合に関する事項」を削る。

第10条第1号中「34条認定」を「29条認定」に、「第1条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第2号中「36条認定」を「31条認定」に、「第5条」を「第7条」に改め、同条第3号を削る。

第11条中「第38条」を「第33条」に改める。

第12条中「第39条及び第42条」を「第34条」に改める。

第7号様式中「第33条」を「第1条」に改める。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部改正)

第5条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則

(平成21年横須賀市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号列記以外の部分中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号ア中「第12条第6項」を「第11条第6項」に、「第15条第2項」を「第14条第2項」に、「第12条第3項」を「第11条第3項」に、「第13条第4項」を「第12条第4項」に、「第6条」を「第8条」に改め、同項第6号中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改め、同条第2項中「第18条第13項」を「第18条第14項」に改める。(都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則の一部改正)

第6条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則(平成24年横須賀市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項第4号中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第50号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則(昭和45年横須賀市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第8条の3中「によらなければならない」を「正副2通を提出してしなければならない」に改める。

第14条第1項中「によらなければならない」を「正副2通を提出してしなければならない」に改める。

第2号様式備考に関する部分第4項中「2通」を「正本及び副本各1通を」に改める。

第3号様式備考に関する部分を次のように改める。

備考

※印の欄は、記入しないこと。

第5号様式備考に関する部分第5項を削る。

第6号様式備考に関する部分第6項を削る。

第7号様式備考に関する部分第3項を削る。

第8号様式備考に関する部分第4項を削る。

第9号様式備考に関する部分第4項を削る。

第10号様式備考に関する部分第3項を削る。

第11号様式備考に関する部分第3項を削る。

第12号様式備考に関する部分第3項を削る。

第12号様式の2備考に関する部分第3項を削る。

第13号様式備考に関する部分第4項を削る。

第14号様式備考に関する部分第4項を削る。

第15号様式備考に関する部分第3項を削る。

第16号様式備考に関する部分第4項を削る。

第17号様式の2備考に関する部分第3項を削る。

第17号様式の3備考に関する部分第3項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第51号

消防団条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上地 克明

消防団条例施行規則の一部を改正する規則

消防団条例施行規則(昭和39年横須賀市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「(以下「署長」という。)」を削る。

第1条の2第1項中「広報啓発活動を効果的に行うため、女

性消防隊」を「次の各号に掲げる部隊」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 消防団土砂災害機動部隊（以下「消防団LTF」という。）

(2) 女性消防隊

(3) 音楽隊

第1条の2第2項中「女性消防隊」を「前項第1号及び第2号に掲げる部隊」に改める。

第4条の見出しを「（階級等）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項に規定するもののほか、消防団LTFには、職名として、顧問、隊長、副隊長及び隊員を置く。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

別表第1中

第36分団	同 長井6丁目8番21号、28番1号	を
音楽隊	同 小川町11番地 全市域	

第36分団	同 長井6丁目8番21号、28番1号	に
-------	--------------------	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第52号

横須賀市給食条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市給食条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市給食条例施行規則（平成30年横須賀市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1小学校及びろう学校小学部の給食費の項中「4,500」を「5,700」に、「260」を「330」に改め、同表中学校の給食費の項中「5,400」を「6,500」に、「330」を「395」に改め、同表養護学校の給食費の項中「4,500」を「5,700」に、「270」を「350」に改め、同表ろう学校幼稚部の給食費の項中「3,600」を「4,500」に、「210」を「260」に改め、同表ろう学校中学部及び高等部の給食費の項中「5,300」を「6,500」に、「310」を「380」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条第2項関係）

対象者	月額	1食当たりの額
小学校及びろう学校の教職員	円 6,500	円 380
中学校の教職員	6,500	395
養護学校の教職員	6,500	395

別表第3試食会等に参加する保護者等の項中「310」を「380」に、「330」を「395」に、「320」を「395」に改め、同表試食会等に参加する幼児、児童又は生徒の項中「260」を「330」に、「330」を「395」に、「270」を「350」に、「210」を「260」に、「310」を「380」に改める。

別表第5小学校及びろう学校小学部の給食費の項中「3,600」を「4,700」に、「210」を「270」に改め、同表中学校の給食費の項中「4,600」を「5,500」に、「280」を「335」に改め、同表養護学校の給食費の項中「3,600」を「4,800」に、「220」を「290」に改め、同表ろう学校幼稚部の給食費の項中「2,800」を「3,500」に、「160」を「200」に改め、同表ろう学校中学部及び高等部の給食費の項中「4,500」を「5,500」に、「260」を「320」に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和8年3月31日までの間、給食費の額（減額する場合を含む。）については、改正後の別表第1小学校及びろう学校小学部の給食費の項中「5,700」とあるのは「4,500」と、「330」とあるのは「260」と、同表中学校の給食費の項中「6,500」とあるのは「5,400」と、「395」とあるのは「330」と、同表養護学校の給食費の項中「5,700」とあるのは「4,500」と、「350」とあるのは「270」と、同表ろう学校幼稚部の給食費の項中「4,500」とあるのは「3,600」と、「260」とあるのは「210」と、同表ろう学校中学部及び高等部の給食費の項中「6,500」とあるのは「5,300」と、「380」とあるのは「310」と、改正後の別表第5小学校及びろう学校小学部の給食費の項中「4,700」とあるのは「3,600」と、「270」とあるのは「210」と、同表中学校の給食費の項中「5,500」とあるのは「4,600」と、「335」とあるのは「280」と、同表養護学校の給食費の項中「4,800」とあるのは「3,600」と、「290」とあるのは「220」と、同表ろう学校幼稚部の給食費の項中「3,500」とあるのは「2,800」と、「200」とあるのは「160」と、同表ろう学校中学部及び高等部の給食費の項中「5,500」とあるのは「4,500」と、「320」とあるのは「260」とする。